

表6 許可基準

対 象		伝統的建造物に特定されたもの以外のもの（非補助）	
建 築 物	位置	通り沿いは、原則として、通りに面した位置とする。 ただし、やむを得ず通りに面した位置とすることができない場合には、道路境界に歴史的な環境に調和した塀、門、生垣等を設置する。 なお、本町通り沿いにおいては、通りに対して少し傾いた位置とする。	
	高さ	本町通り沿いについて	その他の通り沿いについて
		道路境界から20mの範囲においては、2階建以下、かつ、9m以下とする。	道路境界から10mの範囲においては、2階建以下、かつ、9m以下とする。
		天満宮区域について	その他の範囲について
		2階建以下、かつ、9m以下とする。	3階建以下、かつ、12m以下とする。
	構造	原則として、木造とする。 ただし、やむを得ず他の構造とする場合には、歴史的な環境との調和を図る。	
	屋根	屋根形態は、原則として、2方向以上の傾斜屋根とする。 ただし、やむを得ず他の形態とする場合には、歴史的な環境との調和を図る。 屋根勾配及び材料は、歴史的な環境との調和を図る。	
	外壁	歴史的な環境との調和を図る。	
	建具	建具の位置、形態、仕上げ及び材料については、歴史的な環境との調和を図る。	
	色彩	歴史的な環境との調和を図る。	
設備機器等	原則として、道路・公園・広場などから望見できない場所へ設置する。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、歴史的な環境に調和する仕上げ、着色もしくは目隠し等により外観上目立たないようにする。		
工作物（塀、門、祠、井戸等）		歴史的な環境と調和する配置、規模、形態、意匠、材料、色彩等とする。	
駐車場		塀、生垣等により囲うなど歴史的な環境を損なわないものとする。	
宅地の造成その他の土地の形質の変更		変更後の状態が、歴史的な環境を損なわないものとする。	
木竹の伐採、土石類の採取		実施後の状態が、歴史的な環境を損なわないものとする。	